

# ■ 社会保険労務士法人 みつばち 高橋事務所 主要報酬料金表 ■

顧問料（月額・人数は、初回は契約時の人数、その後は基本的に1年ごとに人数を見直し、適用します。）

R03/04

## 手続き・相談サポートパック

人数（人）	1～9	10～19	20～29	30～49	50～99	100～299	300～
料金（円）	22,000	33,000	49,500	66,000	165,000	330,000	別途協議

手続き・相談サポートでは、各種相談、通常予見される手続き（主に従業員の異動や、手続費用表の●印のもの）、マイナンバーの管理保管（収集は除きます）、事業所訪問等を含みます。給与計算は別途となります。

## 労務相談サポート

人数（人）	1～49	50～99	100～299	300～499	500～
料金（円）	16,500	33,000	55,000	110,000	別途協議

労務相談サポートでは、電話、FAX、メール等で各種相談、必要に応じた情報提供を行います。

## 給与計算オプション

給与計算（人）	1～4	5～9	10～19	20～29	30～39	40名以上
（円／月）	22,000	27,500	33,000	38,500	44,000	44,000円+1名につき770円加算

給与計算オプションには、毎月の給与計算の他、年3回までの賞与計算（タイムカード集計は除く）、給与袋作成を含み、手続き相談サポートパックとのセットとなります。

年末調整、源泉徴収票及び源泉徴収簿の作成は、当事務所顧問税理士事務所が行い、別途費用を頂戴いたします。

## 個別手続費用（顧問先料金）

新規適用	労働保険	1事業所に付き	33,000円
	雇用保険	1事業所に付き	33,000円
	社会保険	1事業所に付き	33,000円
労働保険料申告（年度更新）		1労働保険番号につき	22,000円
労働災害・通勤災害手続	●治療費請求	1件につき	2,200円
	●休業補償請求（初回）	1件につき	11,000円
	●休業補償請求（2回目以降）	1件につき	5,500円
	障害補償給付請求	1件につき	11,000円
	第三者行為災害の場合	1件につき	11,000円
社会保険算定基礎届		基本料 22,000円+1人あたり 440円	

## 文書等作成費用

就業規則	就業規則・賃金規定・その他附則規定 新規作成、改定、アドバイス等	別途お見積もり
労使協定	時間外・休日労働に関する協定届	1件につき 11,000円
	1年単位の変形労働時間制協定届	1件につき 11,000円
	その他の労使協定	1件につき 別途協議

## その他

●一般的な労務相談、年金相談等		来所4,950円/30分、訪問7,700円/30分
残業手当未払請求等に係る賃金再計算等	1名につき	55,000円
給与、労働時間等の見直しの指導助言	1案件につき	基本料 110,000円～
各種助成金請求（事業所が受給するもの）	1請求につき	受給額の20%
調査立会	相談費用	1件につき 11,000円
	立会費用	1件につき 55,000円
	是正報告書作成	1件につき 55,000円
出張旅費		交通費実費+日当11,000円/日

消費税10%込みの料金です。また、お振り込みの場合の振込手数料はご負担下さいますようお願いいたします。  
上記項目にない場合は、別途お見積りさせていただきます。  
上記内容は、顧問契約の内容、事業の実態等を勘案してご相談させていただきます。  
上記のほか、通常予見される範囲を超える事案や、複雑な検討を要する場合、調査が必要な場合等は、実費交通費等を請求させていただく場合があります。その際は、事前にご連絡させていただきます。  
当事務所休業日の対応が必要な場合は割増となります。

※予告なく金額を変更する場合がございます。